

「同性愛」に関するクリスチャンの若者の意見形成と、
彼らへのアプローチのありかたに関する研究

岡村直樹、徐有珍、大学院神学総合演習グループ
(林東煥／狩野正敏／西村隆星／平川芳樹／デイビッド・マクドエル)

キリストと世界 30号抜刷 2020.3.1

「同性愛」に関するクリスチャンの若者の意見形成と、 彼らへのアプローチのありかたに関する研究

岡村直樹、徐有珍、
大学院神学総合演習グループ¹
(林東煥、狩野正敏、西村隆星、平川芳樹、ディビッド・マクドエル)

I 研究の目的と言葉の定義

研究の目的

「同性愛」、およびそれに類する「LGBT」という言葉が近年、日本社会の中で多用されるようになってきた。双方は、特に日本の法律や国民の権利といった文脈において議論の対象となっており、そこには多種多様な立場が存在する。また「同性愛」という事象は、キリスト教の聖典である聖書の中にも登場することもあり、クリスチャンを取り巻く社会的課題としてのみならず、クリスチャンの信仰のあり方にも深く関わる大きな課題として、信仰の共同体である教会も、そこから目を背けることはできない状況が生まれている。

本研究では、「同性愛」を取り巻く日本社会の動向に注目しつつ、2019年度の東京基督教大学の新生を対象に、彼らが「同性愛」に関してどのような意見を持ち、またそれらがどのように形成されてきたかについての研究・調査を実施した。東京基督教大学は、超教派を標榜するプロテスタント・キリスト教の大学であり、そこには多様な教会の背景を有する若者が学んでいる。研究の方法としては、より有効に研究対象者を知るため、ひとつの研究・調査の中で、量的アプローチと質的アプローチの両方を用いてデータの収集と分析を行い、結果を統合して結論に至るという混合研究の方法を採用した²。量的なアンケート調査は2019年4月に、グラウンデッド・セオリーの方法を用いた質的なインタビュー調査は翌5月にそれぞれ実施

-
- 1 本研究は、東京基督教大学大学院の2019年度「神学総合演習」のクラス・プロジェクトの一環として実施されたものである。
 - 2 樋口倫代「現場からの発信手段としての混合研究方—量的アプローチと質的アプローチの併用」（『Journal of International Health』26 (2)、2011年、107-117頁）

された。グラウンデッド・セオリーの特徴は、研究対象者に対し、可能な限り自由に語ることでできる機会を提供しつつ、現場（グラウンド）の生の声をデータとして収集することである。本研究はそれらのデータから、日本のクリスチャンの若者の持つ「同性愛観」を分析しつつ、教会リーダーによる彼らへのアプローチ（どこに焦点を当て、どう着手するか）について、実践的な提言をすることを目標としている³。従って、「同性愛」や「LGBT」に関する神学的議論や倫理的判断等に関する踏み込んだ記述はそこに含まれない。本稿は、①同性愛について考察するうえで必要と思われる社会的背景の概要、②量的および質的研究を通して収集された研究データの分析、③データ分析に基づく実践的な提案、という3つの部分から成り立っている。

「同性愛」と「LGBT」

本研究では、「同性愛」という言葉が中心的に用いられているが、ブリタニカ国際大百科事典では、「同性愛」は以下のように定義されている。

同性に対して恋愛感情や性的欲望が向かう性的指向、また同性との性行動。異性に対するそれらは異性愛という。日本では、ゲイという語は基本的に男性の同性愛者のみをさすが、英語の Gay は同性愛の男性、女性どちらも含まれる。女性の同性愛者はレズビアンと呼ばれ、英語でも女性の同性愛者を明示する場合には Lesbian という。同性愛の社会的な位置づけは文化によって異なり、時代によっても大きく変化してきた。同性愛であることが属性として位置づけられたり、アイデンティティとして意識されたりすることは近代の西ヨーロッパで始まったといわれる。⁴

近年日本社会では、「同性愛」という言葉より、「LGBT」という四つのアルファベットが多用されるようになってきている。「LGBT」の「L」は、Lesbian：レズビアン（女性同性愛者）、「G」は、Gay：ゲイ（男性同性愛者）、「B」は、Bisexual：バイセクシュアル（両性愛者）、「T」は、Transgender：トランスジ

3 グラウンデッド・セオリーの短所、および「日本のクリスチャンの若者」という表現については、本稿の最終ページを参照されたい。

4 『ブリタニカ国際大百科事典 小項目版 2014』（LogoVista 電子辞典シリーズ）、Britannica Japan、2014年

エンダー（出生時に診断された性と、自認する性の不一致）という4つのグループに属する人たちを一括りにした呼称として用いられている。厳密には、最初の3つのグループは、個々の性的指向に基づくカテゴリーである一方、トランスジェンダーは、性同一性障害とも呼ばれる、個々の性的自認に基づく診断を通して認知される疾病である。2003年7月10日に成立した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の第二条では、性同一性障害は、以下のように定義されている。

生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。⁵

2015年に電通総研が7万人の日本人を対象に実施した「LGBT」に関するインターネット調査では、約7万人の調査対象者の中で、自らをレズビアンであると認識する女性の割合が0.5%、自らをゲイであると認識する男性の割合が0.9%、自らをバイセクシュアルであると認識する男女の割合が1.7%、自らをトランスジェンダーであると認識する男女の割合が0.7%であるという結果が発表されている⁶。この大規模調査の結果を日本の総人口（1億2673万人：2017年総務省調べ）に単純に当てはめると、レズビアンが63万人、ゲイが114万人、バイセクシュアルが215万人、トランスジェンダーが89万人となり、その合計は481万人となる。

またこの2015年の電通総研による調査では、「L」「G」「B」「T」に加え、「その他」というカテゴリーに該当する男女の割合が3.8%（人口比率は482万人で、「L」「G」「B」「T」の合計とほぼ同数）であったと紹介されている。「その他」の中には、「I」Intersexual：インターセクシュアル（体の性がどちらとも言えない人）、「A」Asexual：アセクシュアル（無性愛者）、「Q」Question：クエスチョン（心の性や

5 通称「性同一性障害特例法」「性同一性障害者特例法」法令番号：平成15年7月16日法律第111号

6 株式会社電通のダイバーシティ（多様性）課題対応専門組織「電通ダイバーシティ・ラボ」（DDL）による調査（<http://www.dentsu.co.jp/news/release/2015/0423-004032.html> 2019年5月28日確認）

性的指向がわからなかったり、迷っていたりする人)、「X」X Gender : X ジェンダー (男女どちらとも決めたくない人)、などが含まれるとされた⁷。「L」「G」「B」が性的指向、「T」が性的自認であるのと同様、「I」「A」「Q」「X」もまた性的自認としてカテゴリ化される⁸。「LGBT」は、現代社会の中で変化し続けているカテゴリ (枠組み) であると言える。インターネット上の様々な「LGBT」関連支援サイト等では、「LGBT」に「X」を足して、「LGBTX」、「LGBT」に「I」「Q」を足して、「LGBTIQ」といったカテゴリを見ることができる。

本研究では、アンケートやインタビュー調査における混乱をなるべく避けるという意図から、「LGBT」という比較的新しく、また非常に流動的な言葉 (ポキャラリー) を用いるのではなく、その意味が比較的固定的である「同性愛」という言葉を用いている。しかし当然、アンケートやインタビュー対象者が、「同性愛」という言葉を聞いて、何を連想するかまでを想定することは困難であることから、インタビュー調査においては、この用語が研究対象者に与える印象も調査の対象としている。

II 「同性愛」に関する社会の動向の概要

同性愛者の婚姻

21世紀(2001年)以降、同性カップルの権利を保障する制度を持つ国は、年を追うごとに増加している。2019年5月には、台湾(中華民国)が、アジア諸国においては初となる同性同士の結婚(同性婚)を合法とする法律を成立させた。蔡英文総統率いる民主進歩党政府の提出した同法案は、立法院において66対27の大差で可決され、同性愛婚者による養子縁組も合わせて可能となった⁹。以下に、同性カップルの権利に関する法律を持つ国と法律の施行年月日を列挙する。

7 同前

8 性自認とは? 「男性」「女性」だけじゃないってどういうこと、Job Rainbow for LGBT (<http://jobrainbow.net/genderidentity> 2019年5月28日確認)

9 福岡静哉「記者の目: アジア初、台湾で同性婚が実現: 日本でも議論加速を」(「毎日新聞」2019年6月13日 東京版朝刊)

表 1 世界の同性婚の法律施行日一覧¹⁰

国名	法律施行日	国名	法律施行日
オランダ	2001年4月1日	ニュージーランド	2013年8月19日
ベルギー	2003年6月1日	英国（北アイルランドを除く）	2014年3月29日
スペイン	2005年7月3日	ルクセンブルク	2015年1月1日
カナダ	2005年7月20日	米国	2015年6月26日
南アフリカ	2006年11月30日	アイルランド	2015年11月16日
ノルウェー	2009年1月1日	コロンビア	2016年4月28日
スウェーデン	2009年5月1日	フィンランド	2017年3月1日
ポルトガル	2010年6月5日	マルタ	2017年9月1日
アイスランド	2010年6月27日	ドイツ	2017年10月1日
アルゼンチン	2010年7月22日	オーストラリア	2017年12月9日
デンマーク	2012年6月15日	オーストリア	2019年1月1日
ブラジル	2013年5月16日	台湾	2019年5月24日
フランス	2013年5月18日	コスタリカ	2020年5月までに
ウルグアイ	2013年8月5日		

一方、日本では現在、同性愛者同士の結婚は憲法上認められていない。日本国憲法 24 条 1 項には、婚姻について以下のように記載されている。

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

日本国憲法 24 条 1 項に、「両性」「夫婦」と書かれていることを根拠に同性婚は認められていないのである。しかし、日本国憲法が制定された 1946 年には、同性婚は想定されていなかったと意見する学者も多く、このような現状に対して、2015 年 7 月に同性愛者などの 455 人の当事者が、日本弁護士連合会（日弁連）に対し、国に同性婚の導入を勧告するように申し立てをした。2019 年 7 月 26 日、日弁連は同性婚ができないのは、婚姻の自由を侵害し、法の下での平等に違反しているとして、それを「憲法に照らし重大な人権侵害」とであると結論付け、国に対し、同性婚を認め、関連する法令の改正を求める初の意見書を公表した。また憲法 24 条 1 項に関

10 NPO 法人 EMA 日本「世界の同性婚」(<http://emajapan.org/promssm/world>)：現在、同性婚および登録パートナーシップなど同性カップルの権利を保障する制度を持つ国・地域は世界中の約 20% の国・地域に及んでいる（2018 年 12 月 21 日時点）。

しては、「第三者の介入を禁じる目的であり、同性婚を禁止する趣旨ではない」とした¹¹。

同性婚に関する政治家の見解も近年大きく変わりつつある。2019年7月の参議院選挙前に実施された候補者の意見調査では、自由民主党の候補者の中で、9%が賛成、55%がよくわからない、36%が反対という結果が出た¹²。2016年に実施された同様の調査の結果では、反対という意見が60%あったが、その数は3年間で約4割減となったことがわかる。一方、2019年の調査結果からは、「同性婚に賛成」の意見が、維新の会29%、公明党58%、国民民主党59%、立憲民主党95%、共産党98%であったことがわかった。そこからは、政治的に保守的な傾向を持つ政党ほど、同性婚に反対する候補者が多いことも同様にわかる。

養子縁組と戸籍上の性別変更

婚姻関係ではないが、別の法律を用いて合法的に、事実上の家族関係になる同性カップルのケースも日本には存在する。「養子縁組」は「特別養子縁組」と「普通養子縁組」の二つの制度があるが、同性カップルが使うのは、「普通養子縁組」である。「普通養子縁組」は、1898年に制定された制度で養親と養子の同意によって成立する。これによって、養親と養子の間に実の親子と同様の権利義務が発生する。そのため、同性カップルには通常認められない入院した際の面会や、加害者への慰謝料の請求などの権利を持つことができるのである。また養子は養親の財産を相続する権利を得ることができる。これらのメリットの反面、年長者が養親になるため、二者間に対等性を欠くことがデメリットとして挙げられることもある。同性カップルの中には、「普通養子縁組」で制度的に親子関係になってしまうと、今後、憲法の改正や法律解釈の変更等による同性結婚の合法化が起こった際、婚姻関係が結ばなくなることを危惧し、この制度を使わない同性カップルも多数存在する。また養子縁組に類似した制度として、里親制度が挙げられるが、この制度では、2015年に男性カップルが、2016年には女性カップルが養育里親として誕生している。

一方、「同性愛」のような性的指向とは異なるが、2003年に施行された特別法「性同一性障害者の性別取扱いの特例に関する法律」によって、性同一性障害と診断された者のうち、要件を満たした者に限って、戸籍の続柄（法的性別）の変更を裁判所が認めることができるようになった。以下の5つの要件がそこには設けられてい

11 「同性婚認められず『重大な人権侵害』日弁連が意見書」（「朝日新聞」2019年7月26日朝刊）

12 「同性婚反対派自民36%」（「朝日新聞」2019年7月26日朝刊）

る¹³。

- ① 二十歳以上であること
- ② 現に婚姻をしていないこと
- ③ 現に未成年の子がいないこと
- ④ 生殖腺がないこと、又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態であること
- ⑤ その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること

「性同一性障害者の性別取扱いの特例に関する法律」は、性適合手術を受けた成人を対象に、戸籍上の性別の変更を認めているのである。

地方自治体の取り組み

同性カップルを、結婚に相当する関係と認める書類を発行する制度が、国ではなく、個別の地方自治体によって2015年から始まっている。異性カップルの場合、婚姻関係にありながら、婚姻届が提出（受理）されていない場合、それは事実婚または内縁関係と呼ばれる。内縁の関係に関して、最高裁は、その法律的権利を「婚姻に準じる関係」として、一部認める判決を出している。

民法は、法律上の夫婦の婚姻解消時における財産関係の清算及び婚姻解消後の扶養については、離婚による解消と当事者の一方の死亡による解消とを区別し、前者の場合には財産分与の方法を用意し、後者の場合には相続により財産を承継させることでこれを処理するものとしている。このことにかんがみると、内縁の夫婦について、離別による内縁解消の場合に民法の財産分与の規定を類推適用することは、準婚的法律関係の保護に適するものとしてその合理性を承認し得るとしても、死亡による内縁解消のときに、相続の開始した遺産につき財産分与の法理による遺産清算の道を開くことは、相続による財産承継の構造の中に異質の契機を持ち込むもので、法の予定しないところである。¹⁴

13 2008年に③の条件が緩和され、子が成人していれば可能になった。

14 平成12年3月10日、最高裁・第一小法廷による判決文。

具体的には、健康保険、労働災害の遺族補償年金、育児休業、介護休業の申し出など、社会制度上では婚姻に準じる関係であるという理解である。一方、同性カップルには、内縁の関係が認められていない。そのような中、地方自治体が「条例」を用いて同性カップルの権利をサポートしようという動きが、渋谷区、世田谷区の取り組みとして2015年から始まった。地方自治体の発行する証明書を持つ同性カップルを、結婚に相当するパートナーの関係として、同区内の事業者に最大限配慮するよう定めたものである。婚姻ほどの法的拘束力はないものの、ある程度の効力があるとされている。2018年9月現在、日本では9つの地方自治体が、同様の条例(または要項)を持つようになっている。以下に、同性カップルの権利に関する条例や要項を持つ地方自治体と、その運用開始日、さらに運用の対象を列挙する。

表2 同性カップルに対する条例(要項)を持つ地方自治体のリスト

	条例か要項か ¹⁵	運用開始	適用対象(根拠文書より)
渋谷区(東京都)	条例	2015年11月5日	戸籍上の性別が同一である二者
世田谷区(東京都)	要項	2015年11月5日	性を同じくする二人
伊賀市(三重県)	要項	2016年4月1日	同性の二人
宝塚市(兵庫県)	要項	2016年6月1日	性を同じくする二人
那覇市(沖縄県)	要項	2016年7月8日	二人の戸籍上の性別が同一
札幌市(北海道)	要項	2017年6月1日	一方又は双方が性的マイノリティ
福岡市(福岡県)	要項	2018年4月2日	一方又は双方が性的マイノリティ
大阪市(大阪府)	要項	2018年7月9日	一方又は双方が性的マイノリティ
中野区(東京都)	要項	2018年8月20日	戸籍上の性別が同一である二人の者

上記以外にも、千葉市、豊島区、長崎市、浦添市が導入を検討中である。また他にも多くの自治体に対して、住民が、「パートナーシップ制度」導入の請願書などを提出している¹⁶。

15 「条例」は、議会によって制定されるため、罰則を定めることができる。また「条例」ができあがれば主要な内容の変更は難しいため、安定性がある。これに対し「要項」は、行政運営のために用いられる内部規定であり、ルールづくりの文書である。そのため、違反者に対する強制力はない。議会を通す必要はないが、制度的な不安定さがある。

16 石田仁『はじめて学ぶLGBT—基礎からトレンドまで』ナツメ社、2019年、142-143頁

企業による取り組み

地方自治体による取り組みに加え近年は、結婚式場運営会社による積極的な同性婚への参入を筆頭に、企業（主に大企業が中心）による取り組みも盛んとなっている。以下にその企業名と内容を列挙する。

表3 同性カップルに対する取り組みを実施している企業とその内容のリスト

企業	導入年	内容
ANA ¹⁷	2016年	家族向けのマイレージプログラムを同性カップルにも共有できるように変更した。
サントリー ¹⁸	2013年	全課長を対象としたLGBT研修を実施。
ソフトバンク ¹⁹	2015年	同性パートナーも「家族割」に加入できるサービスを携帯業界内で初めて実施。
ライフネット生命 ²⁰	2015年	異性間の事実婚に準じる「同性パートナー」への死亡保険金受け取りを可能にした。
パナソニック ²¹	2016年	「アライ ²² になろう」をスローガンにして、LGBT等の性的マイノリティの理解者を増やす取り組みを実施している。人事職への研修では、LGBTに関する基礎知識に加え、差別的言動への対処方法、当事者のニーズへの対応方法などを伝えている。また、社内規定で同性婚を容認している。

21世紀以降、「同性愛」に関する国際社会の認識は、劇的に変容し続けている。日本社会における認識も、国政の舞台で、また地方自治体や大企業の取り組みにおいても「同性愛」に対して肯定的な方向に、かなりのスピードで移行しつつあることは明らかである。そのような社会的文脈の中に、多くのクリスチャンの若者が置かれていることをまずは認識しなくてはならない。

17 <https://www.ana.co.jp/group/pr/201606/20160623.html>（2019年5月28日確認）

18 <https://www.suntory.co.jp/company/csr/activity/diversity/diversity/>（2019年5月28日確認）

19 https://www.softbank.jp/mobile/info/personal/news/price_plan/20151111a/（2019年5月28日確認）

20 <https://www.lifenet-seimei.co.jp/rainbow/>（2019年5月28日確認）

21 <https://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/diversity/lgbt.html>（2019年5月28日確認）

22 「アライ」(alli) とは、性的マイノリティ当事者ではないが、活動に理解を示したり、応援したりする人たちのこと（石田、前掲書、72頁）。

III 同性愛に関するアンケート調査

アンケート調査の概要

日本のクリスチャンの若者が、「同性愛」についてどのような認識や意見を持ち、またそれに関する考え方や意見がどのように形成されてきたかについて調査するため、アンケート調査が実施された。調査の対象となったのは、東京基督教大学の新生31名（男性17名、女性14名）である²³。年齢は18歳から23歳（内訳は、18歳:22名、19歳:4名、20歳:2名、22歳:1名、23歳:1名:平均年齢18.6歳）、信仰歴は2年から20年、受洗歴は1年から18年（幼児洗礼を含む）であった。所属する教団・教派には、日本基督教団、日本改革派教会、日本バプテスト連盟、日本バプテスト教会連合、保守バプテスト同盟、日本ホーリネス教団、日本同盟基督教団、日本フルゴスベル教団、日本チャーチオブゴッド教団、フェローシップディコンリー福音教団、日本福音自由教会、日本福音教会（JEC）、単立教会等が含まれている。第I章でも言及したが、建学の精神の中で超教派を標榜する東京基督教大学の特色が、アンケート調査の対象者（学部新生）の教団教派背景に非常によく表れていると言えるだろう。アンケートの調査日は、2019年4月11日の基礎演習の初回クラスを用いて実施された。調査対象の条件と調査日を同日としたのは、神学部において専門的な神学の学びを開始する前の、幅広くプロテスタント・キリスト教の教団・教派・教会の背景を持つ日本のクリスチャンの若者からデータを収集するという意図からである。

アンケート調査の質問と回答

アンケート調査では、五件法と三件法を併用しつつ、12の問いが準備された。質問の①-⑩では、「同性愛」を取り巻く多様な課題に対する研究対象者の理解度を尋ねた。質問の⑪⑫では、個々の出身教会（母教会）の取り組みに関する質問がなされた。以下にアンケート調査の質問内容と、その回答を列記する。なお、回答のオプションの後に記された数字は、回答した研究参加者の人数である

23 本研究は日本のクリスチャンの若者を対象としており、研究対象者の中に留学生は含まれていない。

質問①：(あなたは) 同性愛や同性愛者に関する日本社会の中の課題を理解していますか。

よく理解している 3 まあまあ理解している 13 あまり理解していない 13
ほとんど理解していない 2

質問②：(あなたは) 同性愛や同性愛者に関するキリスト教会の中の課題を理解していますか。

よく理解している 3 まあまあ理解している 7 あまり理解していない 17
ほとんど理解していない 4

質問③：(あなたは) 同性愛や同性愛者に関する聖書の教えをよく理解していますか。

よく理解している 3 まあまあ理解している 15 あまり理解していない 8
ほとんど理解していない 5

質問④：(あなたは) クリスチャンとして、同性愛について深く考えたことがありますか。

はい 19 いいえ 10 よくわからない 2

質問⑤：(あなたは) クリスチャンとして、同性愛について明確な意見を持っていますか。

はい 16 いいえ 6 よくわからない 9

質問⑥：聖書は、同性愛に関して、明確な教えを持っていると思いますか。

はい 18 いいえ 2 よくわからない 11

質問⑦：聖書は、同性愛に関して、否定的だと思いますか。

はい 20 いいえ 3 よくわからない 8

質問⑧：教会にとって、同性愛に関する課題は、重大な課題だと思いますか。

はい 24 いいえ 0 よくわからない 7

質問⑨：教会は、同性愛者の礼拝出席を、無条件で受け入れるべきだと思いますか。

はい 17 いいえ 3 よくわからない 11

質問⑩：教会は、同性愛を肯定する同性愛者の受洗を、認めるべきだと思いますか。

はい 10 いいえ 6 よくわからない 15

質問⑪：あなたの母教会は、同性愛に関する神学的立場を明らかにしていますか。

はい 3 いいえ 8 よくわからない 20

質問⑫：あなたの母教会は、同性愛に関する学びや議論の機会を提供していますか。

はい 1 いいえ 19 よくわからない 11

アンケート調査の分析

数値化されたアンケート調査結果のデータが、何を意味するかについての分析的話し合いが研究グループの中でもたれた。回答のクロスリファレンス（相互参照）を行いつつ、特徴的な数値（数値の偏り等）に焦点を当てる形で6つの点がグループの総意としてまとめられた。以下に6つのまとめと、その根拠を列記する。数値化されたデータを文章化する過程で、全体の約9割以上にあてはまっている状態や状況を「ほとんど」、全体の約8割から約6割程度にあてはまっている状態や状況を「多く」という言葉を用いて説明することとした。

① 多くの研究対象者は、「同性愛」に関する課題に大きな関心を持っているが、彼らのほとんどは、「同性愛」全般に関する自らの理解が不明瞭であると認識している。

質問の④では、アンケート回答者の約3分の2が、「同性愛について深く考えたことがある」と答えている。一方、同性愛に関する理解に関してなされた質問、①②③への回答では、同性愛に関する社会的な課題、教会的な課題、さらには聖書の

教えについて、それぞれ「よく理解している」と回答したのは、全体の約1割に留まっている。

② 多くの研究対象者は「同性愛」に関する聖書の教えについて、それが否定的であると強く感じつつも、自らの聖書理解には不明瞭さがあると認識している。

質問の⑦「聖書は同性愛に関して否定的だと思いますか」という問いに対して、回答者の多くは「はい」と回答している。しかし一方で、「同性愛や同性愛者に関する聖書の教えをよく理解していますか」という問いに対して「よく理解している」と回答したのは、全体の約1割未満に留まっている。

③ ほとんどの研究対象者は、「同性愛」が教会にとって大きな課題であると認識しつつも、その課題が何であるかについて明確には把握していない。

質問の⑧に対して、多くの（8割に近い）回答者が、「教会にとって『同性愛』は大きな課題である」と認識しているにも関わらず、その課題を「よく理解している」と質問②で回答したのは、全体の約1割に留まっている。

④ ほとんどの研究対象者は、それぞれが所属する教会（母教会）が「同性愛」について何を語っているか、さらには何かを語っているかどうかも知らない。

質問⑩の、「あなたの母教会は、同性愛に関する神学的立場を明らかにしていますか」という質問に対して、「はい」と回答したのは、全体の約1割に留まっているのに対して、「いいえ」は約2割、「よくわからない」は全体の約7割（20人）に達した。

⑤ ほとんどの研究対象者は、それぞれが所属する教会において、「同性愛」について学んだり、話し合ったりする機会を持っていない。

質問⑫の、「あなたの母教会は、同性愛に関する学びや議論の機会を提供していますか。」に対して、「はい」と回答したのはたったの1人であったのに対し、「いいえ」が全体の約3分の2であった。「よくわからない」という回答が、全体の約3分の1であったが、たとえ教会がそのような機会を提供していたとしても、彼らはそれについて知らない、または知らされていないと解釈することができる。

⑥ 半数以上の研究対象者は、それぞれが所属する教会以外の場所で、「同性愛」に

関する知識や理解を得ている。

質問⑫で、「同性愛」に関する学びの機会を教会で得ていると回答したのは1名にとどまったが、一方で質問⑤では、全体の半数以上が、「クリスチャンとして、同性愛について明確な意見を持っている」と述べている。必然的にそれらの明確な答えは、教会以外のリソース（発信源）から得られたということになる。

IV 同性愛に関するインタビュー調査

インタビュー調査の概要

本研究ではひとつの研究・調査の中で、量的アプローチと質的アプローチの両方を用いてデータ収集と分析を行い、結果を統合して結論に至るという混合研究の方法を採用した。前章ではアンケート調査を用いた量的なデータ収集とその分析の内容を記したが、本章では「半構造化インタビュー調査」という質的方法を用いたデータ収集とその分析を取り扱う²⁴。本研究の質的研究の部分は、マイケル・クイン・パットンの著書、*Qualitative Research and Evaluation Methods*に記述された qualitative research（質的研究）のガイドラインに沿って実施された²⁵。アンケート調査の対象となった31名の学生の中から、インタビュー調査への参加が可能な12人がインタビュー対象者として選定された。インタビュー参加者には研究を通して、個人名や、その容易な特定につながる情報は公開しないということを口頭で伝え、全員から参加の了解を得た。

12人は男性3人、女性3人の2つのグループに分けられ、第1グループは5/14（火）19:00-21:00に、第2グループは5/16（木）19:00-21:00に、それぞれグループ・インタビューを実施した。用意された質問は6つで、アンケート調査で用いられた質問を補足する形をとった。また、より活発で遠慮のないディスカッションを奨励するため、グループ・インタビューに教員は加わず、本研究の大学院生メンバーによって実施された²⁶。グループ・インタビューに用いられたのは、以下の6

24 半構造化インタビューとは、事前に大まかな質問を決めておき、回答者の答えによってさらに詳細にたずねていく方法で、質的調査において一般的に用いられる手法である。

25 Michel Quinn Patton, *Qualitative Research and Evaluation Methods* (Thousand Oaks: Sage Publications, 2002).

26 グループ・ディスカッションにおける教員の存在は、必ずしも自由な意見交換を阻害する要因とならないかもしれないが、成績評価を担う教員の存在が与える影響を考慮し、今回は教員抜

つのオープンエンドな質問である²⁷。

- ① あなたは「同性愛」について考えたことがありますか。そのきっかけはなんでしたか？
- ② あなたは「同性愛」についてどう思いますか。自由な意見を聞かせてください。
- ③ あなたの「同性愛」に関する意見は、どのように形成されましたか？
- ④ 「同性愛」は教会にとって、重要な課題だと思いますか？ それはなぜですか？
- ⑤ 教会は、「同性愛者」に対して、何をすべきだと思いますか。
- ⑥ 「同性愛」と「LGBT」の違いは何ですか？

インタビュー・データの分析

インタビューは研究参加者の承諾を得た上で録音され、その後、収集された音声言語データは文字起こしされた。文字化された言語データは、パットンのガイドラインに沿ってカテゴリー（概念的まとめ）に分けられ、またコード化（符号化）を用いて分析された。分析の内容は一文にまとめられ、それぞれのまとめの後には、supporting evidence（根拠）としてのインタビュー参加者の実際の言葉を、ほぼそのまま列挙した²⁸。質的なインタビュー調査の分析には通常、数値的厳密さが求められることは無いが、本インタビュー調査においては、アンケート調査と同様、参加者12人中10人以上にあてはまっている状態や状況を「ほとんど」、参加者12人中、6人から9人にあてはまっている状態や状況を「多く」という言葉を用いて説明することとした。

- ① **グループ・インタビュー参加者の多くは、実際に「同性愛」を自認する人や、「LGBT」のカテゴリーに属する人との出会いやコンタクトを経験している。**
「私は高校生の時に女子高に通っていて、友達がレズビアンでした。あと、仲のいい先輩もレズビアンでカップルでした」。

きで実施した。

- 27 オープンエンドな質問とは、用意された質問に対して、回答者が自由に回答できる質問の形式のことで、半構造化インタビューと併用されることが多い。
- 28 研究参加者の言葉の濃淡や細かいニュアンスにも注目するという観点から、それぞれの言葉は、ほぼそのまま書き記されている。一方、研究参加者によって語られた固有名詞（人物名、組織名等）に関しては、プライバシー保護の観点から、伏字（○○等）にした。

「私の大好きな先生がトランスジェンダーで、その人からカミングアウト受けて、そういうことについて考えることになって、私の友達にもバイセクシュアルの人がいて、なんかそこからそういうことを考えていく上で、同性愛の人たちの結婚ということについて、高校3年生の時に、本当に考えていました」。

「俺の友達、ゲイなんだけど、ゲイの人は、自分が男の子のことを好きなことが苦しいのではなくて、自分が男なのが苦しいって言っていて……」。

「実際ゲイの友達が大学でいてすごく仲良かったんですけど、彼はすごい悩んでた、自分がゲイであることに対して。だけど、その悩みってというのは、自分がゲイであるかないかっていう悩みじゃなくて、親からどう思われるのだろうかっていう悩みだった。自分がゲイだってことに対して「う〜」ってなってるわけではない」。

「男子校でも普通に聞くよね。柔道部の先輩とか剣道部の先輩とか」。

「僕の親の仕事仲間で、ものすごいゲイの先生がいる。牧師先生で、大学の教授、非常勤みたいのをやっている」。

「私はその、ゲイの友達がいたから、ゲイの人がどうやって悩んでいるかとかを実質的に見て、あー、こういうところで悩んでいるんだなって」。

② グループ・インタビュー参加者のほとんどは、テレビ、SNS、YouTube、ウェブサイト、漫画といった多様なメディアを通して「同性愛」に関する知識を持つに至っている。

「私は、身近にいたっていうことはなかった、いたのかもしれないんですけど、表に出して言っている人たちは、いなくて、テレビとか、SNSとか、を通して、そういうのをすごく聞かし……」

「そういう漫画とか、そういう書く人が増えたので、そういうのが回って来たりして、考えたりはしました。あのSNSで、あげている人が結構いるので、それが回ってくる。自分が同性愛者の漫画なんですけど……」。

「確かにメディアとかを見ても、有名だったら『マツコ・デラックス』とか有名人中でも自分がそういうバイセクシュアルとか、トランスジェンダーであることを売り物にしてる。当事者のみなさんにちょっと言い方、きついかもしれないが、そういうことをカミングアウトしながら人気を確保しているのがある意味一般世界だと思う」。

「聖書のひとつひとつの言葉に対して全部、その反対意見を述べている本があるんだよね。それインターネットに載ってる。それチラッと見たんだけど、なんか行為

を否定していて気持ちを否定していないから、別にいいじゃないかっていう理由もあるし、あとそれは男性のことしか書いてないから別に女性はいいじゃないか、とか」。

「誰かの記事だったかな、そのネットにあげてらっしゃる方のクリスチャンの記事だったかな、それを知識としてそれを知って、それから自分で考えて、って感じで形成されていったのかな、って思ってます」。

「私は、クリスチャンはどのように思っているのかなって言うのをインターネットで検索して、〇〇さんって言う人のウェブサイトからですけど、そこで、肯定派と反対意見派の人のそれでその話を聞いて。(今まで) 私的には同性愛に関してノーって意見がちょっと強かったんですけど、それに関する聖書の言葉を自分の中でまだ見つけられていなくて、ウェブサイトでそのような人たちの意見を聞いた時に(自分の意見は)形成されたと思う」。

「なんか、ちょっとググったら、すごいなんか、自慢していたのが、今、日本で多いのが佐藤さん、加藤さん、高橋さん、日本の多い苗字の人数よりも多い。LGBTの方が。なんか、何パーセントか忘れたけど、日本人の左利きの人ぐらいの数いるって」。

③ グループ・インタビュー参加者の中には、「同性愛」と「LGBT」の区別が困難な人や、またそれぞれについてユニークなイメージを持つ人も多く、その知識には不正確さや混乱が感じられた。

「(同性愛とLGBTって)、これは両方とも病気ってされているものの?」。

「レズビアンは、同性愛からLGBTに変換していつている時期なのかなって思っている。その一步がまだ踏み出せていない人たち、LGBTとして生きていく覚悟がまだできていない人たちが多分、同性愛者なんだと思う」。

「LGBTより同性愛の方が良くないって意味がある」。

「なんか、LGBTってなんかその、自由の象徴みたい」。

「同性愛ってなると、シリアスな重たいイメージっていうか、言葉のイメージがね、どろどろだよね」。

「そうそうそう、軽く言えるじゃん、LGBTって、なんかサポートしますとか」。

「同性愛ですって告白するのは、あんまり綺麗には見えない」。

「同性愛とLGBTの違いをみんなが、言っていて、なんか、どっちも重いか重たくないか、話していて、結局自分には同じようにしか聞こえないんだけど、た

だ、日本語のデフィニションが同性愛、英語のデフィニションが、ヨーロッパ圏は、LGBT っていう訳であって、別に、俺にはどっちも同じ」。

④ グループ・インタビュー参加者の多くは、「同性愛」や「LGBT」に対する肯定的な意見と否定的な意見の間で板挟みになり、苦しいと感じる出来事を経験している。

「私、いとこがノンクリスチャンなんですけど、やっぱりこういう話になるときに、なんかタバコダメ、酒ダメっていうのはあっちが理解してくれるんですね。ダメと言ってもあんまり飲まないよとか、吸わないつもりだよっていうのを理解してくれるんですけど、LGBTのことをちょっと否定する形になると、『なんでダメなのっ』と言われる。なんか、別にいいじゃんみたいに。法律にも触れてもないのに、なんで否定するのと言われて。すごい悪者扱いされた」。

「僕はクリスチャン・スクール、チャーチ・スクールに通ってて、みんなクリスチャンという世界で結構やっぱり、強く否定する人らが結構いて、確かに自分も肯定はするつもりないし、否定側にはあったんですけど、でもなんか、やっぱりいろんな……なんか自分の環境の中では、それが悪いという決めつけだけで、終わらせようとしている人達、そういう人達には失礼ですけど、そういうところがあって……。でも、教会に来た人（同性愛者）たちにどう対応したらいいのかなというのをちょっと考えさせられます」。

「やっぱり教会側がなんかアメリカで、同性愛者の結婚式を、牧師先生が私は絶対したくないですと言った時に訴えられて、負けちゃったという話を聞いて、そういう意味で問題になるというか、社会の批判的になる。否定側の立場に立っている教会は、マスコミにこれから叩かれるかもしれないし、批判される立場となると考えた時に、やっぱり日本って、批判が来るとすごい怖いじゃないですか。批判がすごい集中されちゃうから、マスコミは誰か悪ものこしらえようとしちゃうから、それが教会に向けられちゃった時に、教会の立場が弱くなるっていうか、そういう問題でもある意味一つの課題（だと思う）。だからどう対応していくかは一つの課題となって。同性愛を OK してる教会の牧師先生が書いてる本を見たんですけど、やっぱりそうすると教会同士で分裂が起きちゃう。だからそういう問題で、（同性愛は）大きな課題になっているんじゃないかなとは自分では思います」。

「私は本当に中学生まで否定的っていうか。何も考えずに否定的って感じで。何も考えずにっていうか。（たぶん）違うんだろうな、って思ってた。でもなんか当事

者と出会って、その人たちを知っていく中で、(私の考えは)形成されてきたと思います。なんかその当事者と会う中で。カミングアウトして牧師さんをやられている方もいて、そういう人の話とかを聞いて(影響を受けました)」。

⑤ グループ・インタビュー参加者の多くは、思い悩みながら、時に口ごもりつつも、「同性愛者」は教会で受け入れられるべきであるという意見を述べた。

「僕の意見としては、同性愛者であったとしても、教会で受け入れて、神の言葉を伝えていくべきだ、と思っています。その、なんだろ。聖書で同性愛が罪だと書かれていたとしても、その方はその時は罪の意識はないでしょうし、その中で、まあ教会側が、あなたは同性愛者だからダメです……ってというのは、やっぱりもったいないと思って。その中で同性愛者だとしても神の言葉を伝えて、神の道に導いていくのがいいのではないか、という意見です」。

「私としてもやっぱり私も聖書でダメだと言われていることをいっぱいしているので、嘘をつくとか、悪いことばかりしている人を、受け止めてくれたのが、イエス様の愛。それで私もそれを実践していくって決めたからにはなんか同性愛者だけ特別扱いするんじゃないかって、やっぱり普通にみんなと同じく、同じ罪人として、同じ対等な関係として、そしてもしその人になんか色々祈って欲しい課題とかあったりとか、辛いことがあるならそれを聞いていながら一緒になんか、普通に、もし同い年なら友達に、普通になんともなんか、同性愛者です！って、みたいな、同性愛者だからこうなくちゃならない、とか。同性愛者だからちょっとどうしよう、みたいなことよりも、同じ神様を愛している人として、教会も快く受け入れて普通にその方を受け入れていく。自分たちを受けとめてくださったイエス様と同じようにその人を受け入れる。イエス様のように愛していく……って感じだと思います」。

「イエス様が罪人を救いにきたっていうか。教会が罪人を否定しちゃったら、もうそれは教会じゃないっていうか。なんのための教会なのかもう分からなくなってくるので」。

「(教会には色々な問題を持っている)凄そうな人が来ることがあるじゃないですか。そういう人だからこそ、受け入れていく必要があるのではないかな。それと同じように、さっき言ったように同じように扱うっていうのは嫌な言い方ですけど。そうです、特別扱いせずにするべきだと思います」。

「その人を私たちの神の家族として、隣人として、認めていくべきだと思います。なんか私たちがこう罪に決めていくのではなくて、その人が聖書と向き合う中で、

考えていく、それでなんか、相談を教会にしていったときに、話を聞いてあげるっていう。私たちが同性愛は罪なんだよ、っていうとか、そういうのではなくて、その人自身もきつと聖書の御言葉と出会っていくときに、本当に苦しい思いをするだろうし、その苦しみの中で、神様が（答えを）与えてくださると思うので。難しいですけど。隣人として歩いていく、っていうところしか、とりあえずは言えないです」。

「何ていうかな。姦淫の現場で捕まった女の人のところを思い出していて、律法学者とかが捕まえて、問いただすんですけど。やっぱり誰一人として、罪おかしたことの無い人なんてこの世にいないし、僕たちもそういう人たちを裁けない。裁くべきじゃないと思うし。イエス様自身も私は罪に定めない、と言ってくださっていて。まあ自分も罪を犯していないわけではないし。今も。本当に。だからやっぱり裁くんじゃなくて、そういう人たちが来たときに、教会の人たちでその人のために祈っていくべきだと思うし、本当に来てくれたのなら、全て造られた者に福音を述べ伝えなさい、と言われてるので、そういう人であっても、その人のために祈って、イエス様の愛を語るべきじゃないかと思えます」。

⑥ グループ・インタビュー参加者のほとんどは、今回のグループ・インタビューを通して、自身の意見がさらに形成されていくプロセスを体験し、それを価値のある営みであったと語った。

「同性愛とか、そういうことについて考えることってほとんどなかったもので、LGBTとかも今日知ったし、っていうかこれから、教会でそういう人も来ると思うので、考えるいい機会になったのでないかなって思います」。

「はじめ急にこれを振られた時に、同性愛のことなんて全然知らないから、全然こんなこと（ディスカッション）できないなーって思っていたんですけど。やっぱり、改めて、ネットで調べたことを読んでみたり、聖書を読んでみたりってことを通して、やっぱり重要な課題であると思った。その方々のことをよく知って、これから接していけたらと思います。いい機会を与えてくださってありがとうございました」。

「僕は、今までそのことについて考えることが少なかったもので、色んな意見を聞いてよかったな、と思います。世間で割と同性愛が容認されつつあるので、それに流されないようにしないと、と思ってて。流されて墮落していく教会が過去色々あったので、流されないように、聖書と神様を中心にして考えていけたらと思います」。

「自分の中では（今まで）すごいモヤモヤしていて、それを今日みんなと話し合うことによって、みんなの意見を聞いて、自分の中では一段落。解決まではいかないけど、なんかまあ普通に接したらいいのかなって。なんか重くなくなったっていうか、この問題自体少し軽くなったけど。教会としてこれをどう受け止めるべきかっていうのは、もう少し考えたい。個人としての受け止め方は自分の中で解決したけど、教会としての受け止め方とか、これから福祉施設とか、幼稚園とか、保育園とか、そういう教会が、教会が運営するそういうところはどうしたらいいのかを考えていけたらいいな、と思いました」。

「同性愛についてあまり考えたことがないっていうか、周りが全員否定しているので、あーそうなんだろうっていう否定意見しか持っていなかったんで、まあこういう風に違う意見を持っている人がいるんだっていうのを聞いてよかったし。あとは、教会としてどうしていくべきかっていうのをちゃんと考えていく必要があると感じたので、それを元にそういう人たちと接していけたらと思いました」。

「すごい色々な話を聞いて、自分の中の問いを確認させられた、っていうか、よかったと思います。本当に教会としてどう関わっていくか。その人を偏見とかでなく、まず人として受け入れていく、認めていくっていうのが本当に大切なんだなって思いました。その人のことを理解するためにもっとちゃんと知っていくことが必要だな、と思いました」。

インタビュー調査を終えて

本研究のアンケート調査の参加者 31 名の教団・教派背景は 12 以上に及んだが、インタビュー調査の対象となった学生の教団背景も多様であった。またアンケート調査の結果同様、発言の内容にも多様性があった。近年、「同性愛」そして「LGBT」を取り巻く社会の現状は、多くのクリスチャンリーダーによって、日本の教会の重要課題として語られることが増えてきたが、東京基督教大学が属する、いわゆるプロテスタント福音派の教団・教派に限定しても、残念ながらそこにはまだ、十分な神学的な議論を経て形成されたコンセンサス（同性愛に関する日本の法律や地方自治体の条例への賛否、同性愛者への伝道やその方法、洗礼や教会メンバーシップの是非といった事柄に関する共通意見）のようなものは見当たらない。アンケート調査の質問⑪と⑫の回答や、インタビューの結果に見られた多様な意見も、その事実をも反映していると感じられた。

一方で、研究者に非常に深い印象を与えたのは、インタビュー参加者の「同性愛」

という課題と向き合う真摯な態度であった。彼らには、信仰者として正しく判断したいという願いと、「同性愛者」に対して神の愛の眼差しを向けるべきであるという意識（気概）が強く感じられた。アンケート調査の質問⑪と⑫の回答からは、彼らの出身教会の多くが「同性愛」に関連する直接的な働きかけ（学びの機会の提供等）を行っていないことがわかったが、インタビュー対象者たちはそれぞれの母教会で、キリストが聖書で教えられた、「神と隣人を愛する」という信仰者の持つべき大切な、そして最も基本的な態度を、確かに身に付けているということが伺えた²⁹。

インタビューの結果から、彼らの多くが「同性愛」を身近な事象と捉え、さらには「同性愛」を取り巻く価値判断の中に信仰者としての葛藤を覚えているという分析がなされたが、信仰形成の途上にあるクリスチャンの若者に対しては、「同性愛」に関する神学的回答を一方的に提供したり、倫理的な価値判断を迫ったりすることより、まずは彼らの信仰形成のプロセスに焦点を当てたアプローチ（対応や方策）を考えることが重要であろうと思われた。

V クリスチャンの若者に対する教会のアプローチに関する提言

本項の冒頭にも記述した通り、本研究の目的は、東京基督教大学で学ぶ、教派を超えた日本のプロテスタント・キリスト教のクリスチャンの若者（平均年齢18.6歳）が、「同性愛」に関してどのような意見を持ち、さらに彼らの考え方や意見がどのように形成されてきたかについて調査することである。また収集された量的、および質的データの分析結果を、「同性愛」に関する教会におけるクリスチャンの若者へのアプローチ（対応や方策）に生かすという目標も合わせて設定されている。本章では、収集されたデータとその分析に基づき、「同性愛」というトピックをどのように扱うべきかについて、日本社会とそこに置かれている教会の現状に鑑みつつ、研究者（教員と院生）によってまとめられた3つの提言を紹介する³⁰。

29 マタイによる福音書22章36-39節「先生、律法の中でどの戒めが一番重要ですか」。イエスは彼に言われた。「『あなたは心を尽くし、いのちを尽くし、知性を尽くして、あなたの神、主を愛しなさい』。これが、重要な第一の戒めです。『あなたの隣人を自分自身のように愛しなさい』という第二の戒めも、それと同じように重要です」（「新改訳2017」新日本聖書刊行会より引用）

30 「同性愛」に関する教会の対応に関して、十分な神学的な議論を経て形成された「コンセンサス」のようなものが見当たらないという現状のこと。

① 教会は、「同性愛」に関する若いクリスチャンの思いや経験を聞き、まずはそれらを受け止めるべきである。

アンケート・データ、およびインタビュー・データから、研究参加者の多くは、聖書の教えと、一般的な社会の意見との間に大きなギャップがあると感じており、さらにそのギャップが、葛藤となって彼らを苦しめているという事象も確認された。第Ⅱ章の「『同性愛』に関する社会の動向の概要」からは、その葛藤が今後さらに大きく広がっていく可能性が強く伺えた。

人間の心理的発達と、信仰心の発達の関連性を「信仰発達論」(Faith Development Theory)としてまとめた米国の神学者ジュームス・ファウラーは、若者の信仰形成における、他の信仰者とのポジティブな人間関係の果たす役割の重要性を強調する³¹。また日本の若者と宗教リーダーの間の信頼関係に関する2012年の研究からは、宗教リーダーの持つ「共感性」が信頼関係の形成に重要であることが主張されている³²。「同性愛」にまつわる葛藤は、彼らに深い神学的な考察をもたらす良い機会となる可能性がある一方で、一歩間違えれば、信仰の形成期にあるクリスチャンの若者の心を傷つけたり、クリスチャンのリーダー的立場にある人に対する不信感を植え付けたりすることにもつながりかねない。信仰形成の途上にある若者をケアするという視点を重視し、まずは彼らの「同性愛」に関する思いや経験を積極的に聞くことから始めるべきであろう。すなわち牧師や教師が、「同性愛」の是非に関する見解を一方的に彼らに伝えるのではなく、彼らの感情や葛藤に対して「共感的に耳を傾ける」ということである。そのような機会を通して、まずは彼らとの信頼関係を醸成しつつ、彼らにどのような必要があり、その必要に対して、どのような配慮や働きかけが必要かを吟味するという順序の重要性を強調したい。

② 教会において、「同性愛」に関する若いクリスチャン同士の安全な意見交換の機会を設ける。

アンケート・データ、およびインタビュー・データから、研究参加者の中には、「同性愛」を自認する人や、「LGBT」のカテゴリーに属する人との出会いやコンタクトがある人も多く、その経験も多様であることがわかった。クリスチャンではない友人や知人と彼らとの間にある、「同性愛」や「LGBT」に関する考え方の相違

31 James Fowler, *Stages of Faith* (San Francisco: Harper & Row, 1981).

32 岡村直樹「宗教者と若者のつながりーリーダーとユースのラポール形成」(『日本仏教教育学研究』22、2012年3月、142-146頁)

を体感している人も多く見られた。教会は、彼らがそれぞれ置かれている関係性のコンテクストにおいて、信仰者としての歩みを、自信を持って続けることをサポートすることをひとつの焦点とすべきであろう。

心理学者のエリク・エリクソンは若者、特に思春期の若者の心理的自立において、若者自らが自身の経験とそこにある意味を主体的に統合する作業の重要性を強調した。また思春期は、親や権威者への依存から脱却し、大人としての identity を形成する期間であるが、そのために、彼らの多くは、同年代者 (peer) との関係性を重視するようになる。この時期に、彼らに過度の責任を負わせることが、彼らの自我同一性 (identity) の形成に、ネガティブに作用するともエリクソンは主張した³³。キリスト教人口が圧倒的に少ない日本という環境の中にあつて、特に若いキリスト教は、孤立しやすい状況にある。この時期に、「神を選ぶか、友達を選ぶか」また「教会を選ぶか、世俗を選ぶか」といった、ある意味「酷」な選択を彼らに迫るのではなく、同じような悩みを持ち、同じような葛藤を体験する信仰者同士の交わりを通して彼らを励まし、彼らの信仰を養うべきである³⁴。

多くの研究参加者が、本研究で実施されたグループ・インタビューの時を、信仰者同士の非常に有意義な意見交換の機会として高く評価しただけではなく、彼らの意見形成にも大きな役割を果たしたと感じたことがわかった。意見形成のプロセスの中に積極的に若者の発言を取り入れ、トップダウン型の見解の押し付けではなく、それぞれの若者の経験や思いが十分に活かされていると、彼らに感じさせることが重要である。牧師や教師の大切な役割は、そのような意見交換の場が、互いの見解の相違を否定したり、信仰のあり方を非難し合ったりする場ではなく、信仰者として互いを認め合うことができるような安全な場とすることであろう。「同性愛」や「LGBT」を取り巻く現代社会の動向と、そのような世界に生きるキリスト教の若者たちの間には、単純な倫理的是非を超えた、複雑な関わりがあり、各自がそれぞれのコンテクストを踏まえつつ、納得してそれぞれの意見を形成することができるよう働きかけることが大切であろう。

③ 教会は、若者が置かれている文化・社会的文脈の中での、現実的で実践的な取

33 Erik H. Erikson, *Identity Youth and Crisis* (New York and London: W. W. Norton & Company, 1968), 179.

34 岡村直樹「キリスト教ユースの信仰成長に関するグラウンデッドセオリーを用いた質的研究」(『キリスト教教育論集』18、日本キリスト教教育学会、2010年3月、11-12頁)

り組みを援助するべきである。

教会は、クリスチャンの若者の日々の信仰生活と「同性愛」を切り離して考察するのではなく、性、恋愛、結婚といった会話の流れから、「同性愛」について発展的に取り扱っていくことも必要であろう。研究参加者が持つ意見の大きな部分が、彼らの個人体験や、テレビ、ネットからの情報等によって形成されており、そこに教会による直接的関与はほとんど見られなかったことがわかったが、教会は、バランスを欠いた、また不健全なソースからの意見形成への警戒という観点からも、「同性愛」について、独立した倫理的議論からのみ取り上げるのではなく、「愛」「恵み」「許し」といった事柄に言及する聖書箇所を、直接若者に投げかけ、彼らの主体的な考察を促すことも加えて重要であろう。さらに彼らの学校での、また友人との人間関係に焦点を当て、友人を愛することや、友人関係の中で孤立しないこと、また「同性愛」を取り巻く社会の風潮が、それを受け入れる方向に強く流れつつあることに鑑みつつ、そのような社会の中で、信仰形成の途上にあるクリスチャンの若者が、不必要に「悪者」に仕立て上げられてしまわない方法についても、具体的に話し合っていくことが求められる。

VI 最後に……

本研究の調査は、東京基督教大学での学びを開始したばかりの新入生に対して、2019年4月、および5月に実施された。調査対象の条件と調査日を上記としたのは、神学部において専門的な神学の学びを開始する前の、幅広い教団・教派、および神学的背景を持つ「日本のクリスチャンの若者」からデータを収集するという意図からであることは、既に第III章において述べた。しかし東京基督教大学に入学している彼らの、より厳密なディスクリプション(描写)は、「広い意味での献身者として、福音主義神学の立場に立つ神学大学において、神学の学びを志す、日本のクリスチャンの若者」となるだろう³⁵。また本研究のインタビュー調査は、より活発で遠慮のないディスカッションを奨励するため、教員は加わず、本研究の大学院生メン

35 東京基督教大学のアドミッション・ポリシー(入学者受け入れ方針)には、次のような文言が記載されている。「キリストへの献身(※)を表明し、将来教会と社会に仕えることを志す者。※本学が考える「献身」とは、牧師や宣教師になることだけでなく、広くこの世界でキリストに仕える者としての献身を意味します」。http://www.tci.ac.jp/info/policies#b.a.admission (2019年7月28日確認)

バーによって実施されたことを第4章に記した。関わった大学院生からは、インタビューは活発で自発的であった印象を受けたという非常にポジティブな報告がなされているが、それがどの程度の率直な「自己開示」につながったかを明らかにすることは難しい。したがって、本研究には、対象者の範囲（共通項、またはサンプリング）、およびデータ収集の方法によって大きな制約がかかっていることを、本研究の限定性として合わせて確認したい。

加えて最後に、質的研究の分析の特徴を確認しつつ、この研究を閉じたい。量的研究との比較で考える時、質的研究はその性質上、データ収集から分析に至るまで研究者の主観が重要な役割を果たすものであり、またそれを抜きにしては成立しないものである。本研究は、マイケル・クイン・パットンによって示された質的な研究方法（グラウンデッド・セオリー）を用いて実施され、研究者は細心の注意を払い、客観的なデータ収集、方法論に則った丁寧な分析、既存の研究を参考にした提言の形成に努めたと自負するが、本研究の結果を信頼に値するものと見るか、あるいは有用性に欠けるものとするかは、当然意見が分かれるところであろう。しかし一方で本研究は、第三者の推論や試論に基づくものでも、過度に一般化された人間論や文化論に基づくものでもなく、現象が実際に起こっている現場、つまり「グラウンド」（地面、地べた）から直接に得られた情報を分析し、そこから沸き上がってきたデータを通して構築されたものであり、その結果は現実に近いものである可能性を持っている。これから先、このような現場での研究が頻繁に実施され、クリスチャンの若者の理解が深まり、彼らに対するミニストーリーが情熱を持って推し進められることを切に祈る。